

ソヴェト連邦における新経済制度への移行について

—若干の問題点—

野々村 一雄

I 新経済制度への移行

ソ連邦中央統計局の発表した、1966年度国民経済発展計画遂行実績にかんする報告書は、1966年末現在、全国で704の工業企業が、そして従業員数では200万人以上が、新経済制度へ移行したと述べている¹⁾。ソ連の国営工業企業数は、1966年1月1日現在で43,600²⁾、ソ連邦の工業従業員数は1965年現在(年間平均)で27,056,000人³⁾であるから、新経済制度へ移行した工業企業は、全国営企業の1.6%、工業従業員総数の7.4%に当る。1965年10月に新経済制度への移行が決定されてからの、移行の足どりをみると、1966年1月から3月までが47、4月から6月までが200、7月から8月までが430、9月から12月まで31ということになる⁴⁾。移行のテンポは比較的緩慢であり、企業数の比率が従業員数の比率よりも小さいのは、主として大企業が新経済制度へ移行したことを示している。

この小論では、右の新経済制度にかんする若干の問題点をとりだして、それについて論議してみたいと思う。

II 新経済制度の必然性

まず、第1の問題は、ソ連邦の企業が何故に右のような、新しい、経済制度を採用しなければな

らなかつたのか、という問題である。言葉をかえて言えば、新経済制度への移行を必然ならしめた基本的な理由は、何であろうか、という問題である。

それにたいする答をひとくちに言えば、つぎのとおりである。すなわち、第2次大戦後、工業生産における生産=技術関係が複雑化し、国民経済の管理方法の質的な変化を要求していたことである⁵⁾。新経済制度は、そのような要求にこたえたものであり、新経済制度の本質は、これをひとくちにいえば、ソ連邦国民経済の計画及び管理における、従来とは質的に異なった新しい制度ないし方法を提示するものである。以下に、この点について、順を追って述べてみよう。

第2次大戦後の工業生産における生産=技術関係の複雑化はつぎのような諸点に示されている。

- (1) 生産規模の増大。
- (2) 旧来の部門から新しい部門が分裂し、新しい部門や新しい企業が現われたこと。
- (3) 分業の深化。
- (4) 専門化と協同化の発展。

このような事態は、国民経済の計画および管理方法の質的な変化を要求するにいたった。ソヴェト政府は、戦後、とくに1953年以後、数回にわたって経済制度を改革して、この事態に対処しようとした。それらを整理してつぎに示してみよう⁶⁾。

1) 1953年の改革。1953年、スターリンの死後、ソヴェト政府は、最初工業省の規模を拡大し、その後縮小した。これは、工業にたいする指導を

1) ЦСУ СССР, 〈Об итогах выполнения государственного плана развития народного хозяйства СССР в 1966 году〉, 《Экономическая газета》, Но. 5, февраль 1967 г., стр. 3.

2) 《Экономическая газета》, Но. 32, август 1966 г., стр. 23.

3) ЦСУ СССР, 《Народное хозяйство СССР в 1965 г. Статистический ежегодник》, Москва, 1966, стр. 558.

4) 《Экономическая газета》, Но. 38, сентябрь 1966 г., стр. 3.

5) Серафим П. Первушин, 《Необходимость и сущность хозяйственной реформы》, Москва, 《Экономика》, 1966, стр. 4-5.

6) С. П. Первушин, там же, стр. 3, 7-8.

より具体的にし、それを企業に近づける目的であったが、何れの場合にもそれは成功しなかった。

2) また、同じく1953年以後、構成共和国、国の地方機関、党の地方機関の経済指導権を拡大する種々の措置がとられてきた。これらの措置についても、所期の効果はえられなかった。

3) 1957年には工業省を廃止してソフナルホーズ・システムを採用するという、きわめてドラスティックな改革がおこなわれた。しかし、それも結局うまく行かなかった。

4) その結果、1960年にはロシア共和国、ウクライナ共和国、カザフ共和国には、共和国ゴスプランとならんで、共和国ソフナルホーズが設置された。すなわち、1960年6月18日に設置されたロシア共和国ソフナルホーズ *Всероссийский Совет Народного Хозяйства* とか、ウクライナ共和国のウクライナ・ソフナルホーズ *Укрсовнархоз* などがそれである。1963年3月13日にはソ連邦最高国民経済会議 *Высший Совет Народного Хозяйства СССР* が成立し、傘下にゴスプランとソ連邦ソフナルホーズとソ連邦ゴストロイとを持つことになった。また、別に、産業別の一元的な技術政策をとるために、非常に多くの国家委員会が成立した。

以上の企てがすべて、部分的にしか成功をおさめえなかったことの理由は、それらが計画＝管理組織の変更ではあっても、計画化＝管理方法の変更ではなかった点にある。原理的に新しい経済的管理方法とそれに即応した国民経済の計画化組織とが必要になってきていたのである。

この間に、60年代以後、工業の成長率は傾向的に低下して行った。すなわち、工業生産の対前年増加率はつぎのとおりである⁷⁾。

1958年	10.3%
1959年	11.4%
1960年	9.5%
1961年	9.1%

7) ЦСУ СССР, «Народное хозяйство СССР в 1965 г. Статистический ежегодник», стр. 121; его же, «Об итогах выполнения государственного плана развития народного хозяйства СССР в 1966 году», «Экономическая газета», Но. 5, февраль 1967г., стр. 3.

1962年	9.7%
1963年	8.1%
1964年	7.3%
1965年	8.7%
1966年(計画)	6.7%
” (実績)	8.6%

ソ連が本格的な経済建設にのりだした第1次5カ年計画以来、工業の対前年増加率が10%を下廻った年度は1933年(5.2%)と、第2次大戦中の諸年(筆者の計算によれば、平均-1.7%)だけである。ところが60年代にはいると、上に見たように、工業の対前年増加率は10%を下廻り、しかも、数値は年々減少する傾向を示した。

60年代以後、工業の成長率を引下げる要因がかなり多くあったことも事実である。すなわち、国民経済構造の近代化のために、化学工業、石油産業、電力産業への巨大な投資を必要としたこと、国民生活の拡大のために消費財産業の振興の必要があったこと、東部開発、農業への投資の必要などがそれである。こういう要因のなかで、しかもなお、工業の成長率を維持するためには、どうしても、工業企業の徹底的な能率化をはからねばならないし、そのためにも、質的に新しい、工業管理＝計画化方法が採用されなければならない。新経済制度の意図しているのは、正にそれである。

III 利潤論争と新経済制度

新経済制度は、いわゆる利潤論争の結果といわれる。事実そうであってもいいと思う。この論争は、1962年9月9日の『プラウダ』にハリコフ技術・経済大学のリーベルマン教授が寄稿した論文が端緒となった。1962年9月25、26日には、ソ連邦科学アカデミア付属経済計算制・物質的刺激学術会議主催の大討論会がガトフスキーの司会でおこなわれるなどして、論争は大きくひろがり、つづいた。1964年8月17日の『プラウダ』に科学アカデミア会員で、自動化および遠隔制御機器研究所長であるトラベズニコフが論文を発表し、それ以後それへの賛成論が若干提示されたあたりで、ほぼ利潤論争はおわったとみていい⁸⁾。そうして、

8) 利潤論争の主要な文献については、野々村一雄・宮鍋幟・志水速雄編訳『ソヴェト経済と利潤』日本評論社1966年2月、宮鍋幟「ソ連邦における『利潤

1965年9月27日のコスイギン演説につながって行くのである。

だが、新経済制度をいわゆる利潤論争だけとむすびつけるのは、あやまりである。利潤論争以外にも、1953年以降、数多くの論争がつづけられてきたことを、このさい忘れてはならない。それらは、つぎのような論争である。(1) 労働生産性の概念と指標について、(2) 価値法則の利用と価格形成の基準について、(3) 投資効率の測定方法、(4) 再生産表式と国民経済バランス論、(5) 経済学と計画化における数学利用の問題、(6) 固定フォンドの減価償却率について。これらの論争も、右にのべたような、工業的発展の戦後段階的事態から出発し、その要求にこたえようとした学問的探究であるし、したがって、これら全てが、戦後のソヴェト工業の新しい状況に即した、新しい工業管理と計画化方法の模索と追及との集団的な総ろみであったし、新経済制度も、おそらくこれらの論争の少なくとも大部分のものの結論の上に法制化されたといっても過言ではないと思う。

IV 新経済制度の法制化

以下に、新経済制度への移行にかんする法制的基礎ないし側面を、明確に示しておこう。

1965年9月27—29日、ソ連邦共産党中央委員会総会が開かれ、そのうち、9月27日にコスイギン首相が「工業管理と計画化の改善、工業生産の経済的刺激的強化について」〈Об улучшении управления промышленностью, совершенствовании планирования и усилении экономического стимулирования промышленного производства〉という題の報告をおこなったあとで、これと同名の決議が採択された。

同年10月1—2日に、第6期ソ連最高会議第6回会議が開かれ、そのうち10月1日に、カー・テー・マズーロフ第1副首相の「工業管理の改善について」〈Об улучшении управления промышленностью〉という題の報告がおこなわれ⁹⁾、10

論争』文献目録』『経済研究』1966年4月号、Myron E. Sharpe, ed., *The Liberman Discussion. A New Phase in Soviet Economic Thought*, International Arts & Sciences Press, New York, 1966などを見よ。

9) 《Правда》, 28 го сентября 1965 г.

月2日に、「工業管理諸機関の制度の変更および若干の他の国家管理機関の改造にかんする法律」《Закон об изменении системы органов управления промышленностью и преобразовании некоторых других органов государственного управления》が制定された¹⁰⁾。

1964年10月4日には、ソ連邦閣僚会議が「社会主義国営生産企業にかんする規定」《Положение о социалистическом государственном производственном предприятии》を發布し¹¹⁾、また、同日、ソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議の合同会議が「計画化の改善と工業生産の経済的刺激的強化に関する決定」Постановление 《О совершенствовании планирования и усилении экономического стимулирования промышленного производства》を採択した¹²⁾。

以上が、新経済制度への移行の法制的基礎であるが、その後政府は何回もにわたって、「工業融資規則」Правил финансирования промышленности(1965年10月8日、ソ連邦閣僚会議決定)¹³⁾、「工業企業・企業合同および諸部門が計画化および経済的刺激的の新方式へ移行するについて的方法的指示」《Методические указания по переводу предприятий, объединений и отраслей промышленности на новую систему планирования и экономического стимулирования》(1966年12月2日、ゴスプラン付属各省合同委員会採択)などを發布した¹⁴⁾。それと相前後して、プレミアム規定作成にかんする指示¹⁵⁾、物質的奨励フォンド暫定規定¹⁶⁾、生産発展フォンド暫定規定¹⁷⁾、フォンド使用料暫定規定¹⁸⁾、利潤配分にかんする暫定規定¹⁹⁾などを發布して、新経済制度への移行にかん

10) 《Правда》, 1го октября 1965 г.

11) 《Экономическая газета》, Но.42, октябрь 1965.

12) 筆者はこの原文を探したが、見ることはできなかった。

13) 《Экономическая газета》, Но.45, октябрь 1965.

14) 《Экономическая газета》, Но.50, декабрь 1966.

15) 《Экономическая газета》, Но.7, февраль 1966.

16) 《Экономическая газета》, Но.11, март 1966.

17) 《Экономическая газета》, Но.13, март 1966.

18) 《Экономическая газета》, Но.17, апрель 1966.

19) 《Экономическая газета》, Но.19, май 1966.

する法制の整備をはかり、また1967年7月1日を期して価格改訂を行うことを発表している²⁰⁾。

V 新経済制度の本質

新経済制度の本質については、これまでにいろいろ言われてきた。あるいは、行政的方法から経済的方法へといわれ、あるいは、利潤率指標の採用による生産ファンドの有償化と報賞制度の徹底がいわれ、あるいはまた、指標の簡素化などがいわれた。それらの要素は新制度のなかにたしかに存在している。しかし、それらを包括して、より抽象的・一般的な形で新経済制度の本質を規定するとすれば、それは何であろうか。

新経済制度の本質は何であろうか。やや大胆に言うならば、商品=貨幣関係の残存を認め、この関係を発展させ、これを利用することがここ当分必要であることをみとめ、商品生産者としての企業の性格を確認し、その上で、(1)商品=貨幣関係の全面的利用、(2)報賞制度の徹底を制度化しようとするものである。

VI 新指標体系とその意義・問題点

新経済制度の特徴づけに当って中央から企業へおろされる指標の問題は、重要な位置を占める。新経済制度における指標問題の要点は、つぎの2つである。すなわち、第1が、価値指標の重視とвал(gross)指標の廃棄であり、第2が、指標の簡素化である。

まず、第1の点、すなわち、価値指標の重視とвал(gross)指標の廃棄とについてのべよう。新制度の指標体系の中心は、生産物販売高と利潤額・利潤率の指標であり²¹⁾、全体として価値指標が重視されている。これについてペルヴーシンはつぎのようにのべている。「価値的なカテゴリーは国民経済、その各分野、部門及び企業の発展のテンポとプロポーションの水準の一般的特徴づけと量的測定のために役立つ。」²²⁾新制度のもとでは、また、総生産高指標が廃止された。вал(gross)指標にかわって、商品販売高指標が採用され、生産が需要者側の要求によりよく即応できるような体制

がとられることになった。

第2の指標の簡素化についてのべよう。指標簡素化の要求は、つぎの2点に集約される。すなわち、第1に、商品を生産する主体として企業はより多くの自主性をもたねばならない。企業の自主性の向上のためには、中央から企業へ与えられる指標を少なくして、それによって企業が中央からの指令によって拘束される程度を少なくすることが必要である。第2に、きわめて多数の指標を企業に与える場合、指標間の矛盾が生ずる。たとえば、旧指標体系において、原価引下指標と製品の品質向上の指標が同時に与えられると、原価の引下が質の向上の犠牲においてなされることが往々にして生じたという²³⁾。

以上の理由によって、新制度においては、指標の簡素化が実施された。しかし、それを極端におしすすめて指標を単一化することは実行されなかった。何となれば、指標の単一化は、経済計画を不可能にするからである。

新経済制度のもとで、中央から企業に下される指標は、つぎのとおりである。すなわち

- (1) 生産物の総販売高
- (2) 生産物の基本品目とその現物生産高
- (3) 賃金ファンド
- (4) 利潤額と利潤率
- (5) 予算への納入金と予算からの支出金
- (6) 中央できめられる投資額
- (7) 中央できめられる投資による生産設備と、固定ファンドの稼働開始時期及びその量²⁴⁾
- (8) その部門にとってとくに重要な新製品の開発、新工程や総合機械化、オートメーション化導入に関する課題
- (9) 上級機関が企業に割当てる原材料・設備の引渡し高

以上のうち、基本的なものは、(1)および(4)であることはすでにのべた。以下に、それらの指標の主要なものについて、その問題点をのべよう。

21) Л. М. Гатовский и др., ред., «План, хозрасчет, стимулы», Москва, «Экономика», 1966, стр. 76.

22) С. П. Первушин, там же, стр. 17.

23) С. П. Первушин, там же, стр. 18.

24) «Правда», 28 го сентября 1965.

20) 価格改訂問題については、岡稔「ソ連・東欧の経済改革と価格問題」『経済研究』1967年4月号を見よ。

1) 生産物販売高。「商品生産物の販売高の指標は、企業の生産活動の量の特徴づける総生産高指標に代替すべきものである。総生産高指標は、国民経済に必要な製品の作出について企業に指示したが、製品の種類と質の改善には役立たなかった。」²⁵⁾この指標の採用によって、つぎの3点が可能となる。すなわち、第1に、生産された生産物は販売されなければならない。そこで企業は社会的必要をよりよく充足することに留意するようになるし、第2に、従って、企業は、生産物の assortment と品質の改善に努力する²⁶⁾。また、第3に、企業は、生産のリズムの保持に努力する。というのは、生産の完了が月首か月末かによって、その月の販売高に相違ができてくるからである²⁷⁾。

生産物販売高指標を採用した場合に生じうる問題点としては、第1に、種々の産業部門における製品販売の特殊性に注意が払われねばならないし、第2に、企業および機関が商品の引渡をうけたさいに、その提供企業へ適時に支払をすることが必要であるし、第3に、信用の発展が必要である²⁸⁾。

2) 生産物の基本品目。生産物の基本品目は、工業生産が国民経済全体の商品需要に応じうるようにし、また、各企業がそれを考慮せず、企業の利己主義におちいり、有利な品目だけに生産を集中しないために、必要である。たとえば、自動車と冷蔵庫とを生産する企業がある場合、冷蔵庫の生産の方が利益が多いからといって、自動車の生産を閉却しえないようにすることが必要である²⁹⁾。ただし、大衆消費財を生産する企業すなわち軽工業部門の企業は、基本品目の数はきわめて少ない。それは商業機関との直接的な話し合いにより、企業が製品の assortment をきめることができ、これによって随時国民のより強く要求する商品の生

産に傾斜しうるためである³⁰⁾。かくして繊維工業においては、完成された布と紡糸の生産高だけが指示されることになっている³¹⁾。

提供企業と需要企業との直接連関が発展し強化した場合には、詳細な基本品目表は不必要となる。そのときにも、自動車、飛行機、工作機械、アグレガートなどを生産する企業については、基本品目表は必要である。というのは、関連企業の基本品目が、これらの加工工場と長期の引渡契約で結ばれているからである³²⁾。

提供企業と需要企業との直接的連関が、さらに発展し強化された場合には、中央計画機関は、これらの、各企業に与える基本品目指標の作成をやめてもいい。その場合、中央計画機関の仕事としては、(1) 経済発展の見透しの作成、(2) 適正テンポとつり合い、(3) 新部門の開発と、より進歩した部門構造の確保、(4) 技術的アイデアの課題の定式化、(5) 科学的技術的予備の確保などが残される³³⁾。

この指標の問題点としては、表示単位の問題がある。基本品目はトン、個、メートルなどの単位で所要生産数量を示される。しかし、これらの単位は、その組成成分の変化や、種々の製品の労働集約度を考慮しえない。この欠陥をなくするために、鉬物肥料は100%の有効成分に換算したトンで、鉄筋コンクリート製組立建材(壁パネル)は、立方メートル及び平方メートルで、アスベスト・セメントの管は、一定の直径をもつ管のキロメートルで、紙はトンと百万平方メートルで、それぞれ表示される。しかし、それにもかかわらず、大部分の工業製品については、それぞれの社会的効用が考慮にはいりこみえない。たとえば、製鉄工場では製品をトンで表示するのが通例であるが、そのさい、薄い圧延鋼、直径の小さい棒鉄、壁のうすい鉄管など、経済的で労働集約的なプロフィールにとってはこの表示単位は適当でない。また、ゴムタイヤは通例個ではかるが、これでは不十分であ

25) Л. М. Гатовский и др., ред., там же, стр. 77.

26) Л. М. Гатовский и др., ред., там же, стр. 76-77.

27) С. П. Первушин, там же, стр. 21.

28) Л. М. Гатовский и др., ред., там же, стр. 77.

29) С. П. Первушин, там же, стр. 21.

30) Л. М. Гатовский и др., ред., там же, стр. 77-88.

31) Л. М. Гатовский и др., ред., там же, стр. 78.

32) С. П. Первушин, там же, стр. 21.

33) С. П. Первушин, там же, стр. 22.

34) Л. М. Гатовский и др., ред., там же, стр. 78.

るといふところから、ヤロスラフのタイヤ工場は、一定のトン・キロメートルの作業を保証するタイヤ何個という形の表示単位を提案している。これを要するに、生産物の基本品目を指標として企業に与える場合、合理的・合目的な表示単位の有無は、今後の研究問題として残っている³⁴⁾。

(3) 賃金ファンド。従来は、労働生産性の増大、労働者数、平均的労賃、賃金ファンドなどが指標として与えられていたが、新制度のもとでは、それらのうち、ただ賃金ファンドだけが与えられる³⁵⁾。この指標が残置されたのは、消費財の生産数量と労働者の可処分所得との釣合いを中央で計画化し、後者の不均衡な増大によって、消費財の不足や物価の異常な昂騰をひきおこさないためである³⁶⁾。

VII 利潤の処分方法

利潤額と利潤率とは、今度の新制度のもとでは中心的な役割を果す。この2つは企業の作業の成功の経済的クライテリオンであり、また、利潤指標によって報賞ファンドと労働者にたいする経済的報賞とがきめられる³⁷⁾。このことは別の機会にもいろいろ論ぜられてきたので、ここでは、その点についてのちいさな説明はひかえておく。ここでは、新制度のもとでの利潤の処分方法およびその比率についてのべておきたい³⁸⁾。

利潤は、つぎの3種類の順序で処分される。すなわち、第1種類。生産ファンド使用料、定額納付金(差額地代)、銀行信用にたいする利子支払い。第2種類、3種の企業ファンド(物質的報賞ファンド、社会文化・住宅建設ファンド、生産発展ファンド)への控除。第3種類、中央集中的投資のための払い込みと中央集中的投資でわりあてられた信用の返済、生産発展ファンドが不十分なときに大衆消費財の生産拡大のために与えられた信用

の返済、新製品の生産・品質の向上・製品の信頼性と耐久性のために与えられた銀行貸付の返済、自己流動手段の増加・住宅や共同経済の利用から生じた損耗・文化厚生施設やピオネールキャンプなどの保存のための費用、その他計画で予定された範囲内の支出、省及び局のリザーブの形成、その他である。それらの3種類の支出がすべておわり、さらに残った残高は、未配分残高 *свободная остатка прибыли* として国家予算へ納入される。

いま、これらの中の若干項目について、ごく簡単な説明を加えよう。

生産ファンド使用料。生産ファンド使用料は、生産ファンドの帳簿価格の6%、利潤の低い部門では3%、場合によって免除されることもありうる。軽食品工業については10%である。使用料の料率は、このように部門によって多少異なり、数年間すえおかれる。企業にたいして生産ファンド使用料を賦課することは新制度の重要な特徴のひとつで、これによって、生産ファンドの有償化が導入された。

企業ファンドへの控除。新制度において3つの企業ファンドの形成をいわば義務づけ一般化したことは、企業の設備拡張、労働者への報賞、厚生施設の整備について、企業自身の自主性を高めたことを意味する。ここでは、その各ファンドについて詳しくのべている余裕はないので、その点は他日にゆずりたい³⁹⁾。3種の企業ファンドの控除は生産ファンドにたいする比率で3—4%、利潤額にたいしてはほぼ20%に当るといふ⁴⁰⁾。

VIII 企業の地位

企業の自主性が拡大され、国民経済の単位としての企業の重要性が増大するにつれて、(1) 企業の内部組織(組織形態・管理形態)、(2) 企業間の相互関係、(3) 生産の地域的組織、(4) 企業の生産的合意、企業の最適規模の問題などが問題となるにいたる。ソヴェト政府は、さきにものべたように「社会主義国営生産企業にかんする規定」を制定し(1965年10月4日、ソ連邦閣僚会議)これ

35) Л. М. Гатовский и др., ред., там же, стр. 80.

36) 《Правда》, 28 го сентября 1965 г.

37) Л. М. Гатовский и др., ред., там же, стр. 76.

38) См., «Временное положение о порядке распределения прибыли (плановой и сверхплановой) предприятий переведенных на новую систему планирования и экономического стимулирования промышленного производства», 《Экономическая газета》, Но. 19 май 1966 стр. 20.

39) См., 《Экономическая газета》, Но. 7, стр. 31; Но. 11, стр. 23; Но. 13, стр. 29, 1966 г.

40) 岡稔, 前掲論文, 114 ページ参照。

によって国民経済における工業企業の地位を合法的に定着させようとした。だが、企業の地位についての実質的経済的諸問題は、依然として今後の問題として残っている。ここでは、とくに最近の問題である第4の問題について、いくらか立ち入ってみよう。

小規模企業の不利はいうまでもないが、余り大きくしても、管理が困難になるし、一部の消費財生産は、小規模の方が有利なものもある。いずれにせよ、ソ連の社会主義経済のもとでは、企業規模の適正化は、資本主義経済のもとでの場合とくらべて、比較的容易である。

近年の傾向としては、企業は大規模化しつつある。そのことは、企業数の減少からこれを立証することができる。1955年にはソ連の工業企業数は691,000、そのうち国有国营工業は206,000であった⁴¹⁾。国营工業企業の数、1962年末に46,587⁴²⁾、1966年1月1日には43,600⁴³⁾と、いちじるしく減少している。この間工業生産高が増大していることを考えると、近年企業は著しく大規模化したことがわかる。

大規模化の主要な道は生産的合形成である。従来工業企業の生産的合形成態としては、トラスト трест およびコンビナート комбинат があった。トラストは、石炭トランス、建設トラスト、縫製品工業トラストなどのように、同一の部門に属する企業の合形成態である。コンビナートは、これとはことなり、技術的に関連のある異種部門の生産の結合された合形成態である。たとえば、繊維コンビナートのように、継起的な加工段階の結合もあれば、製鉄コンビナート、化学コンビナートのように、原料の総合的利用のための結合もある。しかし、例外的には、石炭工業コンビナ-

トのように同種の企業の結合体もあれば、地区工業コンビナート райпромкомбинат や公共・厚生サービスのコンビナート комбинат коммунально-бытового обслуживания などのように、相互に技術的関連をもたない、小さな異種企業の合形成態もある。

これらの、在来的な合形成態とならんで、1961年以後、フィルマ Фирма と称する合形成態の形成がさかんにおこなわれてきた。これは、同一生産部門に属する企業より成る合形成態であるが、新しい管理機構は作られず、フィルマを構成する最主要企業の既存の管理機構が同時にフィルマ全体の管理機構をも兼ねることが、特徴的である。1964年9月1日現在で486フィルマがあり、そのうち、軽工業148、食品工業132、木材加工・木材調達106、機械および冶金工業94である⁴⁴⁾。

〔付記〕 本稿の執筆後に到着した『経済新聞』《Экономическая газета》の1960年6月第22号によれば、1967年6月までに新制度へ移行した企業数は3600で、それはソ連の工業生産の26%を生産する企業に当るといふ(9ページ)。企業数からいって約8.25%に当る。移行のテンポは依然として緩慢であり、今後も移行にともなって種々の新しい問題がおこる。たとえば、7月1日を期しておこなわれるという価格制度改訂後に発生する種々の問題をどう調整するかが、そのひとつである。また、さきにものべたような(註13—註19)種々の、暫定的な規則の施行状況を勘案して、もっと恒久的な規則の体系をつくって、新経済制度そのものを定着させることなどが考えられる。それらは、今後別の機会に取上げよう。

41) ЦСУ СССР, 《Народное хозяйство СССР в 1956 г. Статистический ежегодник》, Москва, 1957, стр. 48.

42) ЦСУ СССР, 《Промышленность СССР. Статистический сборник》, Москва, 1954, стр. 82.

43) 《Экономическая газета》, No. 32, август 1965., стр. 23.

44) М. Г. Татевосян, 〈Фирмы Советские〉, 《Экономическая Энциклопедия. Промышленность и строительство》, т. 3, стр. 627-628.